

平成28年(ワ)第289号外

原告ら 堀江 壮 外

被 告 四国電力株式会社

## 準備書面32

(水蒸気爆発とセレナプロジェクト)

2020年10月7日

広島地方裁判所 民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 能 勢 顯 男



同 弁護士 胡 田 敏



同 弁護士 前 川 哲 明



同 弁護士 竹 森 雅 泰



同 弁護士 松 岡 幸 輝



同 弁護士 橋 本 貴 司



同 弁護士 村 上 朋 美



同 弁護士 河 合 弘 之



水蒸気爆発に関する現在までの原告らの主張は、準備書面15、16、24、28に、同じく被告の主張は、準備書面9、16、18及び令和元年11月29日付回答書で述べられている。本書面は主として被告の準備書面18及び回答書に対するものである。

## 第1. はじめに

水蒸気爆発に関する原告らの現時点での主張は、伊方3号機設置変更許可の調査審議の過程でセレナプロジェクトにより得られた成果・知見を検討しないまま、被告の変更申請を許可した規制委員会の判断は、その調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落がある、というものである。即ち、セレナプロジェクトの成果・知見を調査審議しなかったことの一点をもって、規制委員会の判断が誤っていると主張するものである。

従って、水蒸気爆発の発生確率や爆発の衝撃が科学的にどの程度のものであるかというテーマをこの書面でするつもりはない。それはそれで重要なテーマではあるが、その必要が生じた段階で改めて行うことにする。本書面は、水蒸気爆発に関する最新にして最高と言うべきセレナプロジェクトの知見が、規制委員会に於いて調査審議されることなく伊方3号機の設置変更が許可された事実のみを問題としている。

## 第2. 被告提出の準備書面18に対し

1. 被告は、準備書面18「1 重大事故等対策の位置付けについて」及び「2 本件3号機の安全確保対策における水蒸気爆発に係る評価の位置付けと内容」において、安全確保対策が充分に為されていると種々述べている。

しかしながら、そこで述べられている安全確保対策が「真実、充分なものであるか否か」は高度に専門的・技術的である。本書面ではそこに立ち入るつもりはない。

最判H4年も「・・・原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣

の合理的判断にゆだねる・・・」とし、①審査基準に不合理な点があるか否か、②審査機関の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があるか否か、により判断することを求めている。本書面で原告らが主張するのは、正にこの点に尽きている。

被告は、「安全確保対策は充分に為されている」というが、「充分であるか否か」を実質的に評価判断することは容易ではない。それ故に規制委員会の判断過程が法律判断の対象になる訳で、原告らはその点を指摘しているのである。このことを正解するなら、「安全確保対策は充分に為されている」という被告の上記主張が無意味なものであることが理解できる。

2. 被告は上記書面「3 原告らの主張に理由が無いこと」において、①原告らの生命・身体に対する具体的危険の欠如、②実機条件での水蒸気爆発の可能性、③格納容器破損防止対策の全体的合理性の3点を挙げて、原告らの主張には理由が無いという。いずれも失当である。

(1) 具体的危険性の欠如（五層防護の否定。甲E 20）

ア 被告は「原子炉下部キャビティの注水に係る対策の合理性の有無は、直ちに原告らの生命、身体の具体的危険につながるものではない」と主張し、具体的危険は事故防止に係る安全対策、炉心損傷防止対策の両方に不合理があつて初めて生じるところ、伊方3号機の場合、その様な事態は無いかから重大事故に至る具体的危険は無いとして、「原告らは、事故防止に係る安全確保対策、重大事故等対策を正解せず、原告らの主張は、被告の原子炉格納容器破損防止対策に合理性が無いとし、それを直ちに原告らの生命、身体の具体的危険につなげている点において飛躍があり、理由が無い」と結論付ける。

安全神話の復活である。深層防護を理解しない暴論であり、被告の安全性に対する無関心ぶりを曝け出した主張である。

イ 原子力発電所の安全対策は、原子力発電所を持つ世界の全ての国で、例外なく深層防護の考え方で構成されている（深層防護それ自体に本質的な限界があるという議論はここでは行わない）。

深層防護とは、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するという考え方である。当然、この概念を使い高い安全性を確保するためには、信頼性が高く、且つ、共倒れしない防護レベルを、脅威に対し幾重にも用意しておく必要がある。即ち、ある防護レベルがどんなに頑健であっても、単一の防護レベルに頼り過ぎてはならず、一つの防護レベルが万一機能し損ねても、次の防護レベルが機能するようにしなければならない。従って、あるレベルの対策が充分に為されているのだから次のレベルでは甘くて良いとか、次のレベルでの対策があるからこのレベルは甘くて良いということには決してならない。

被告の上記主張は、被告も認めざるを得ない深層防護の考え方を真っ向から否定するものである。

ウ 原子力施設の安全を考えるとき、「想定外は常に存在する」ことを前提にしなければならない（甲E 20 p 4）。人と環境に影響を与えるまでの諸現象や対策、さらにはその効果には不確かさがあるのであり、一つの対策で完璧な対策とはなり得ない。事前に十分と思われた対策でも思いがけない理由で失敗するかもしれないという不確かさを念頭に置き、次に対策を用意しておく必要がある。これが深層防護の考え方である。

我国でも福島第1原発事故以前から深層防護の考え方は取り入れられていた。ただそれは3層防護であった。過酷事故は起きないという安全神話の下、メルトダウン、メルトスルーリー対策は設けられていなかった。こうして福島の悲惨な結果を招くのだが、この悲劇を経てようやく5層防護を受け入れ今の新規制基準が策定された（甲E 20 p 44）。しかるに、被告の上記主張は従来の安全神話時代そのものである。事故に対する反省はまったく無いようである。

新規制基準は5層防護の考え方を採用した。例えば、「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（5号規則）第49条以下が格納容器の破損防止策を規定しているが、これは第4層に

該当する。

被告は準備書面18で、「事故が発生しても第3層までで収束し、それ以上には拡大しない、だから、第4層が不合理であっても原告らの生命・身体に具体的な危険は及ばない」と言っているのである。それが深層防護の考え方から受け入れがたいものであることは明白である。被告の主張は失当である。

## (2) 水蒸気爆発の可能性

ア 被告は「水蒸気爆発は実機条件では発生の可能性が極めて小さい事象であり、セレナプロジェクト等はそれを否定するものではない」と主張する。しかしながら、セレナプロジェクトは「水蒸気爆発発生の可能性は極めて小さい事象であるから無視していい」等とは全く言っていない。逆に「水蒸気爆発は起こる」という前提で、これに対処するべく計算コードの信頼性の向上に取り組んでいるのである。

高温の液体が水と接触すると水蒸気爆発が起るという事象は、古くから知られ、恐れられてきた。原発施設においても、高温の溶融炉心が水と接触すれば、水蒸気爆発の危険が生じるとの危惧は極めて自然で当然のことである。それ故にこそ、世界の原発保有国はこれを深刻なテーマとして研究してきた。しかしながら、未だ解決に至っていない。

解決されていないが故に、セレナプロジェクトは実施された企画である。そして、同様に認識を持つ世界の研究機関がこれに参加した。セレナプロジェクトの実施自体が、水蒸気爆発が未だ解決に至っていない問題であることの何よりの証拠である。

イ 原子炉における水蒸気爆発という場合、炉内の水蒸気爆発と炉外のそれに分けて考えられる。

a 炉内で水蒸気爆発が起った場合、原子炉圧力容器の上部ヘッドがミサイルの如く吹っ飛び格納容器を損傷する、その結果、放射能が環境へ拡散するという事態が危惧された。しかしながら、この懼れについて、セレナレポート2(甲11-2) p39は「もう一つの積極的帰結は、…

現状においても、原子炉の安全を脅かす重大な事象が、特に下部ヘッド損傷に関する圧力容器内の事象が全く予想されなかつたことである」「圧力容器内 F C I では、予測における過小評価を織り込んでも安全余裕が充分に大きい」として、安全性が確認されたものとした。

- b 同時に、炉外水蒸気爆発については、その安全性が依然として確認されていないことを明らかにしている。即ち、「圧力容器外のコリウムによる F C I 挙動について知見のレベルを高める目的で・・・格納容器の安全余裕を定量的に決定するために圧力容器外 F C I の研究を進めることについて参加機関は合意した」と述べ、圧力容器外水蒸気爆発について、未だ問題が解決していないことを確認している。セレナプロジェクトは炉内水蒸気爆発について安全だとしたが、炉外水蒸気爆発の安全性は確認できないとの結論で終結している。

セレナレポート 2 は、「圧力容器外の事例で予測された衝撃力は総てが 20 と 100 kPa・s の範囲であった。数十 kPa・s オーダーの荷重は格納空間に何らかの損傷を与える、それによって格納容器の健全性を脅かす可能性もあると考えられている」(甲 11-2 p 7) と報告している。要するに、格納容器を損傷させる充分な危険を持った衝撃力だというのである。

セレナプロジェクトは、溶融炉心が水と接触すれば、水蒸気爆発は起り得ることを前提に、水蒸気爆発が格納容器の健全性にとって、脅威にならないよう計算コードの精度を向上させようとするものである。炉外で水蒸気爆発が生じた場合に発生する衝撃力は、上述した「格納容器を損傷させる充分な可能性を持った衝撃力である」との報告が、平成 19 年 9 月に発表されている。無視できるはずの無い知見である。にもかかわらず、その 6 年後に申請された本件原子炉設置変更許可申請事案において、全く考慮されなかつた。政治的・経済的意図が無ければ理解できない態度である。

OECD は反原発組織ではない。原発は安全であつて欲しいと願つて

いる組織である。そのO E C Dが炉内水蒸気爆発の安全性は確認したと宣言しながら、他方で炉外水蒸気爆発の安全性は未だ確認出来ないと明言しているのである。その意味は極めて大きい。

#### ウ 適合性審査とジャスミンコード

審査会合において、規制委員会は被告に対し、原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用について、「審査過程における主な論点」として次の2点を質問している(甲E 1 4 p 2 0 1)。①水蒸気爆発の発生確率が無視できるとする根拠、②ジャスミンコードを用いた格納容器破損確率の評価である。

①については、セレナプロジェクトにもトロイ実験にも触れることなく、コテルス、ファロ、クロトスの例を挙げ、「実機条件では発生確率を無視できる」との説明に規制委員会は満足している。実機条件など誰にも予想できないにも拘らず、まるで規制委員会と被告との合言葉であるかのように「実機条件」とさえ言えば、合格してしまうのが我国の審査状況である。しかし、ここではその問題には立ち入らない。

ここで指摘したいことは、②のジャスミンコードを用いた破損確率の計算である。規制委員会は、「審査過程における主な論点」として破損確率について質問をしている。重要な関心事であった。

被告はこれに対し、「水蒸気爆発の規模が最も大きくなる時刻に液—液直接接触が生じるような外乱を与え、水蒸気爆発を誘導している・・・流体の運動エネルギーを大きく評価している」と説明し、規制委員会はこの説明に納得したようである。

しかし、セレナレポート2は、前述のとおり水蒸気爆発による衝撃力は「格納容器を損傷させる充分な可能性を持った衝撃力である」と述べている。セレナレポートより被告の説明を盲目的に信じた規制委員会の判断が合理的であるなどとは到底言えない。

尤も、被告は「爆発が最大規模になるようセットされていた」と言っただけで、セレナレポートと異なることを言っている訳ではないのかもしれません。

ない。しかし、そうだとすると、セレナレポートの警告を無視して被告の説明に満足する規制委員会は求められる如何なる役割も果たしていないということになる。

因みに、ジャスミンコードは我国がセレナプロジェクトに参加した際に用いた計算コードである。我国における現時点という条件付きではあるが、恐らく最も信頼性の高い計算コードである。

エ セレナプロジェクトのコーディネーター、即ち、実質上の責任者ダニエル・マガロンは、間違いなく現在における水蒸気爆発研究の第1人者のようにある（セレナレポートその他の各論文が引用する文献の極めて多くにマガロンの名がある。例えば、セレナレポート2（甲E11の2）p41は12件の参考文献を挙げるが、半数の6件にマガロンの名がある）。そのマガロンが「水蒸気爆発リスクについての現在の研究ではFCIがあれば水蒸気爆発は必ず起きる」「十分なエネルギーが供給されれば水蒸気爆発が発生し得る」と述べていることは、既に再々ふれてきた（準備書面15p18～）。

我国の水蒸気爆発に対する評価は世界とは大きく異なっていることに裁判所は充分に留意しなければならない。

### (3) 格納容器破損防止対策の合理性

ここで被告は、「原子炉格納容器破損防止対策全体の合理性を無視して、水蒸気爆発に関する主張にだけこだわっている点においても（原告らの態度は）当を得ない」と主張する。被告の答弁としてはやや奇異な印象を受ける。

「炉心損傷に至った場合に想定される物理化学現象は複雑であり、ある現象に対して有効な対策が、別の現象に対しては不利に働くこともある」と、被告は素直に認めている。その意味するところは、コア・コンクリート反応（MCCI）による危険を避けるために、水蒸気爆発による危険は受け入れるということである。そして、その根拠はコア・コンクリート反応に比べて水蒸気爆発の方が発生の確率が低いからだというのであろう。

被告は、それが格納容器破損防止対策における「全体的合理性だ」と主張

しているのである。より大きな危険性を避けるために、より小さな危険性を容認するのが合理的だと言われて、裁判所はそれで納得するのだろうか。福島第1原発事故の悲惨な結果が再来したとき、「合理的な選択の結果だったのだから、水蒸気爆発による被害は受け入れよう」などとしかつめらしく言えるのは、被告や原子力関係者ぐらいであろう。

原子力発電所の必要性は「絶対」ではない。原子力発電所を廃止し、自然エネルギーに移行すれば済むことである（それは充分に可能である）。また、水蒸気爆発を回避するには、溶融核燃料をコアキャッチャーで受ける方法等がある。コア・コンクリート反応を避けながら、水蒸気爆発に対する完璧な、あるいは、より安全性の高い対策は現に存在するのである。

被告の主張する合理性とは単なる経済的合理性であり、その為に人の生命・健康を犠牲にし、環境を破壊する危険を甘受せよというものに外ならない。

### 第3. 原告らの主張（セレナプロジェクトの黙殺）

#### 1. 令和元年11月29日付回答書に対し

被告は、令和元年11月29日付回答書において、①セレナレポートの公開は平成27年2月16日で、伊方3号機の審査は概ね終わろうとしていた、従って、②審査会合等にはセレナレポートに関する記載はない、しかし、③パブリックコメントに対する回答ではセレナプロジェクトは意図的な条件の下で水蒸気爆発を発生させたもので実機ではトリガリングは起きにくい旨を回答した、即ち、④「実質的には、セレナプロジェクトの実験結果等は検討考慮されている」と述べている。首を傾げる主張である。

被告は以下の事実を充分に知っている。にもかかわらず、どうしてこのようなことが言えるのか不思議である。時期的な問題、審査機関の問題、パブリックコメントの性格、何処をとらえても上記弁解に一片の真実もない。

##### (1) セレナレポート公開の時期

ア　原告らは準備書面28p4以下で既に述べているが、セレナレポートの公開時期と伊方3号機の設置変更許可手続きとの時間的関係を整理して再説すると、以下のとおりである。

- ①セレナプロジェクトの開始が2002年（平成14年）1月
- ②セレナレポート1の発表が同年12月13日（甲E10の1・2）
- ③セレナレポート2の発表が2007年（平成19年）9月7日（甲E11の1・2）
- ④伊方3号機の設置変更許可申請が2013年（平成25年）7月8日
- ⑤セレナレポート3の発表が2015年（平成27年）2月15日（甲E12の1・2）
- ⑥伊方3号機の設置変更許可が2015年（平成27年）7月15日である。

日本からはJ A E R I（日本原子力研究所。現日本原子力研究開発機構：J A E A）とエネルギー総合工学研究所原子力工学センターが当初からセレナプロジェクトに参加している。上記で得られた成果・知見は当然、規制委員会も原発設備メーカーも、そして、被告を含む各電力会社も承知していた。

イ 以上のとおりセレナレポートは適宜公開されてきた。

被告は、セレナレポートの公開は平成27年2月16日で、伊方3号機の審査は概ね終わろうとしていた、だから審査会合等にはセレナレポートに関する記載はない、と述べている。

まず第1に、被告のこの「審査会合等にはセレナレポートに関する記載はない」という主張は、セレナレポートは規制委員会に於いて審査されていないということを自白するものである。このことは銘記されなければならない。

第2に、セレナレポート2・3を検討することは時間的に充分に可能だった。セレナレポート2の公表は2007年（平成19年）9月7日（甲E11の1・2）であり、これに対し、規制委員会による伊方3号機の設置変更許可が2015年（平成27年）7月15日であった。

セレナレポート2には上記の通り、フェーズ1の総括として次の記述がある（p 21～22）。「圧力容器外の水蒸気爆発では、計算予測荷重は・・・

代表的格納容器壁の耐荷重を上回っていた」。明白に、格納容器が破損すると言っているのである。そしてこの知見は、伊方3号機に対する許可の8年も前に発表されたレポートで明らかになっている。

セレナレポート3も許可の5ヶ月も前に公表されている。事はシビアアクシデントにおける格納容器破損問題である。調査審議の時間を取りることは充分に出来た。「審査は概ね終わろうとしていた、だから審査会合等にはセレナレポートに関する記載がない」、即ち、セレナレポートは調査審議していないとの弁解には、その安全性に対する被告と規制委員会の無関心さを暴露するものである。セレナレポート3を検討するために許可の時期を遅らせるという選択肢はまったく無かったというのである。

ウ セレナレポート4が2018年3月30日に発表された。そこには、「総ての国ではないが、ほとんどの国では、主に未解決の不確実性により、炉外水蒸気爆発の考慮が未解決のままである」と述べられている（甲E 21の1・2。全訳が出来ていない）。メルトスルーに対する水中落下方式はその安全の不確実性により「ほとんどの国で採用されていない」という意味である。

因みに、水中落下方式を採用しているのは、日本の外にはスウェーデン等だけだと思われるが、そのスウェーデンでは圧力容器の下に深さ8メートルのプール（日本のPWRでは水深1.2～1.3mのプール）を造り、此処に落下させるようである。炉心溶融物が水蒸気爆発を起こすのはプール底に着地した時だと考えられるところ、8メートルを落下する間に炉心溶融物を冷やすというのがスウェーデンの考え方である。別言すれば、スウェーデンも炉心溶融物と水の接触により水蒸気爆発が発生する可能性自体は認めているのである。

## (2) 審査機関の問題

適合性審査の方法等については、準備書面28p2以下で述べた。規制委員会（機関）と電力業者との間で行われる審査会合（甲E 16）を経て規制委員会（甲E 17）で行われる。これらの議事録は公開されている。勿論、

セレナプロジェクトが審査された形跡は無論何処にもない。

その上で、被告は「パブリックコメントに対し回答している。だから審査した」と主張する。しかし、何時、何処で、誰が、どのように審査し、どうしてその結論を得たか等、全く不明である。無論、議事録も残されていない。その様な手続きを踏まない審査判断が規制委員会の審査判断と言えないことは明白である。

### (3) パブリックコメント

パブリックコメントは、公表された審査書案に対し寄せられる。パブリックコメントに回答した事実は、審査書案作成に当たりセレナプロジェクトの知見が検討されたことの証拠にはならない。既にこの時点では、審査書案は出来ているのである。例えば、パブリックコメントの指摘を受けて、再度、審査会合及び規制委員会を開き、水蒸気爆発に関する審査書案を検討し直したというのであれば別だが、勿論、その様な事実は無い。この審査書案と審査書との間には、ほとんど違いはない。少なくとも水蒸気爆発に関しては、恐らく違いはまったく無いはずである。

パブリックコメントに対する回答など、「水蒸気爆発の危険性についてどのような審議が為されたか」を検討する際、何の意味も持たない。誰が、何時、何処で、どのように審査し、何を根拠に「水蒸気爆発の危険性は無視しているほど小さい」という結論を得たか等、全く不明である。言うまでもないが、パブリックコメントに対する回答の内容は極めて空疎である(甲E 22の1・2)。

### (4) 審査書に記載された水蒸気爆発に関する記述

規制委員会は審査の過程で、水蒸気爆発の発生可能性と格納容器破損確率について、被告の見解を求めている。その詳細は準備書面28p4~6で既に述べたところだが、留意すべきは、被告がコテルス、ファロ、クロトスの実験例だけで水蒸気爆発の発生確率は無視できると述べ、規制委員会がこれで納得したという事実である。

## 2. セレナプロジェクトで得られた知見

セレナプロジェクトで得られた知見を、再度、以下に整理する。

(1) セレナプロジェクト：フェーズ1で得られた知見

セレナレポート2（2007年発表）は、フェーズ1の総括として次のように述べている（甲E11の1・2p21～22）。

セレナレポート2（甲E11の2）p7で「圧力容器外の事例で予測される衝撃力は総てが20と100kPa・sの範囲内であった。数十kPa・sオーダーの荷重は格納容器に何らかの損傷を与え、それによって格納容器の健全性を脅かす可能性もあると考えられる」と記載され、さらにこれを受けて「結論及び勧告」（p8）の第2段落「圧力容器外の水蒸気爆発では、計算予測荷重は総て低いものではあったが、代表的格納容器壁の耐荷重を上回っていた」というものである。

(2) セレナプロジェクト：フェーズ2で得られた知見

セレナレポート3（2015年発表）は、結語として、次のように述べている（甲E12の1・2p39）。

圧力容器外水蒸気爆発荷重の計算による予測荷重は、従来から報告された値よりもいくらか小さいが、バラツキが大きい状態のままである。この意味では本事業で圧力容器外の水蒸気爆発に関する課題が解決に至ったとは言えない。

(3) 上記各知見の意味するもの

セレナプロジェクトは、フェーズ2において、溶融物の組成や系の圧力の影響など不確実なパラメーターの定量化を目的に、トロイとクロトスを使った実験を行い、その結果を加味してシミュレーションコードの能力を評価した。しかしながら、結局のところ20～100kPa・sという、最大5倍のバラツキを絞り込むことが出来なかった。

### 3. セレナレポート4及び「原子力発電所の設計の為のIAEA安全要件の適用に関する考慮事項」による補足

(1) セレナレポート4

上記レポートは2018年3月30日に発表された（甲E21の1）。今回

翻訳したのはその極一部であるが、そこではセレナプロジェクトの成果・知見に対する各国の対応が、次のように報告されている（甲E 2 1の1 p 4第4段）。

「総てではないが、ほとんどの国では圧力容器外水蒸気爆発への考慮は懸案事項になっている。それは主として未解決な不確実性の為である」（甲E 2 1の2）。

原発の安全性について、日本は「ほとんどの国」とは異なっている。日本の安全感覚が国際的でないことが理解できる。原発プラントの輸出も全滅したが、世界は安全性に慎重である。

## （2） IAEA安全要件の適用に関する考慮事項

上記「考慮事項」は2016年3月に発表された（甲E 2 3の1）。今回翻訳したのはその極一部であるが、IAEAの水蒸気爆発に対する考え方が次のように述べられている（甲E 2 3の1 p 6 1）。

「格納容器の構造に損傷を与えるかねない水蒸気爆発を排除するために望まれる方法は、如何なる想定事故シナリオにおいても溶融炉心の水中落下を避けることである」（甲E 2 3の2）。

被告と規制委員会がすがり付く「実機条件ではトリガーは発生せず、水蒸気爆発は起きない」などという「決め台詞」で処理されていない。被告の表現は単なる希望に過ぎず、世界では到底通用する理屈ではないことが良く判る。

## 4. 結語

伊方原発3号機に対する許可審査では、セレナプロジェクトを全く検討していないことが明らかになった。これは、最判平成4年に忠実である限り、決定的欠陥である。

セレナプロジェクトの実施が決定した時点で、既に、コテルス、ファロ、クロトスの各実験は行われていた。被告はコテルス、ファロ、クロトスの各実験結果を根拠に、水蒸気爆発の発生確率は無視できると主張し、規制委員会はこれを認めた（甲E 1 4 p 2 0 1）。

そもそも、コテルス、ファロ、クロトスの結果から水蒸気爆発の発生確率は無視できるという結論自体が根拠を欠くものである（クロトスでは水蒸気爆発が発生しているし、ファロでもその可能性が指摘されている）が、その点はここではこれ以上探求しない。

ここでは、規制委員会の決定は、上記したセレナプロジェクトの知見、即ち、水蒸気爆発によって発生する衝撃荷重が格納容器を破損する可能性があるという知見を無視するものであることが重要である。O E C Dは、コテルス、ファロ、クロトスの各実験を見たうえで、F C Iには未だ看過できない不確かさがあるとして、セレナプロジェクトを開始したことを見出すべきである。

コテルス、ファロ、クロトスの実験結果とセレナプロジェクトから得られた知見のどちらが信頼できるかは言うまでもない。規制委員会は合理的な調査審議を怠り、明らかに不合理な調査審議を行った。その結論も当然に不合理なものとなる。

以上